佐賀県告示第403号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成26年10月31日

佐賀県知事 古 川 康

その(1)

1 名称

伊万里団地特定猟具使用禁止区域

2 区域

伊万里市山代町の伊万里団地全域及び伊万里団地南東の祇園大橋と伊万里団地護岸の交点を起点とし、起点から久原線臨港道路を南へ 進み国道204号との交点に至り、同国道を北西へ進み市道四軒屋・福川内・鳴石線との交点に至り、同市道を北へ進み伊万里団地南側の護 岸に至り、同護岸を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(2)

1 名称

吉野ヶ里特定猟具使用禁止区域

2 区域

神埼郡吉野ヶ里町大曲の町道永田ヶ里志波屋線と国道385号との交点を起点とし、同国道を南へ進みJR長崎本線との交点に至り、同JR線を西へ進み三本松川との交点に至り、同川を北へ進み天神橋との交点に至り、同地点を東へ進み神埼市と吉野ヶ里町の境界線との交点に至り、同境界線を北へ進み町道永田ヶ里志波屋線との交点に至り、同町道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(3)

1 名称

塩屋地区特定猟具使用禁止区域

2 区域

伊万里市黒川町黒塩の国道204号と2級河川拝川の左岸との交点を起点とし、起点と起点北西の同市同町塩屋字七ツ島5番10地先海岸とを直線で結んだ線に沿って進み同海岸に至り、同海岸の水際線を東へ進み市道塩田1号線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道早里・椿原・七ツ島線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道小黒川2号線との交点に至り、同市道を南西へ進み国道204号との交点に至り、同国道を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

その(4)

1 名称

福田地区特定猟具使用禁止区域

2 区域

伊万里市黒川町福田の福田臨港道路と市道福田6号線との交点を起点とし、同臨港道路を北西へ60メートル進み伊万里ファミリーパーク進入路との交点に至り、同進入路を南西へ280メートル進み字米島1110番4に至り、同所から海岸線を北へ220メートル進み海岸線北端に至り、同所と同所真北の字道切1番2地先の福田臨港道路とを直線で結んだ線に沿って進み同臨港道路に至り、同臨港道路を東へ進み市道福田・煤屋線との交点に至り、同地点から農地と山林の境界を東へ進み市道福田1号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道福田6号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道福田4号線との交点に至り、同市道を南へ30メートル進み用水路との交点に至り、同用水路を西へ進み市道福田6号線との交点に至り、同市道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器